

# 旅 費 規 程

平成 21 年 4 月 1 日 制定

**第1条** この規定は、本協会が定める事務局の職員等に支給する旅費に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するものとする。

2 職員及び本協会より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除きこの規定による。

**第2条** 本協会を代表して出席する会議（研修会・講習会・事務連絡を含む）大会に参加する者の旅費は、次のとおり支給する。

## 会議・大会派遣

◎交通費 実費とする。

[原則、自宅の最寄駅（もしくはバス停）から目的地までの陸路往復とする。]

◎日 当 3, 0 0 0 円 / 1 日（会議派遣）

5, 0 0 0 円 / 1 日（大会派遣）

◎宿泊費 1 2, 0 0 0 円

[ただし、会議派遣については、会議時間に集合できない場合、会議終了後帰宅交通機関がない場合のみ支給する。]

**第3条** 本協会が、主催する競技会の審判員等に対する旅費は、実費を支給する。

**第4条** 本協会が、主催する講習会・強化合宿・陸上教室等における講師の旅費支給基準は、次のとおりとする。

◎交通費・宿泊費

実費を支給する。

◎日 当 半 日（実質2時間以上） 3, 0 0 0 円

終 日 5, 0 0 0 円

2 関係団体から講師を依頼された場合は、本協会旅費支給基準により、関係団体の負担を原則とする。